

東石山中学校男子バスケットボールクラブ 内規

第1章 内規制定の趣旨

(制定趣旨)

第1条 東石山中学校区地域クラブ規約（以下、「クラブ規約」という）に基づき東石山中学校男子バスケットボールクラブ（以下、「本クラブ」という）内規を制定し、本クラブの活動が円滑に行われることを目的とする。

第2章 総則

(適用範囲)

第2条 本内規は、本クラブに所属する生徒、保護者及び指導者に対して適用する。

(規定事項)

第3条 本内規は、次の各号について定めることとする。

- (1) 保護者会
- (2) 本クラブ代表等の役員
- (3) 本クラブの活動
- (4) スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入
- (5) 本クラブ活動実施時の保護者当番
- (6) 本クラブ活動の会計
- (7) 本クラブの指導者
- (8) 個人情報等の管理等
- (9) 本内規の改正及び廃止
- (10) 本クラブの解散
- (11) その他

第3章 保護者会議

(保護者会及び会議)

第4条 本クラブは、本クラブに所属する生徒保護者で構成する会を保護者会といい、第3条各号について協議、決定する会議をクラブ保護者会議（以下、「保護者会議」という）という。

2 保護者会は年1回以上開催することとする。

第4章 役員

(役員)

第5条 本クラブには次の役員をおき、保護者の中から選出することとする。

- (1) 代表 1名 保護者会を代表し、会務を総理する。

- (2) 副代表 1名以上 代表を補佐し、代表に事故あるときは職務を代行する。
 - (3) 会計 1名 会費の徴収、経費の支出などを行い、会計を管理する。
 - (4) 会計監査 1名以上 会計を監査する。
 - (5) 学年代表 各学年1名 学年を代表し、クラブの運営に携わる。
- 2 前項の規定にかかわらず、前項第2号（副代表）及び第5号（学年代表）の役員をおかないことができる。
- 3 第1項の規定にかかわらず、他の役員と兼務することができる。但し、本クラブに所属する生徒が2家庭以上のときは、第1項第3号（会計）と第1項第4号（会計監査）を兼務することはできないこととする。

（役員任期）

第6条 前条に示す役員の任期は概ね1年とし、当該年度の4月から9月までに開催する役員選出を議題とする保護者会議で定めた日から、翌年の同会議で定めた日までとする。なお、再任は妨げないものとする。

第5章 活動

（活動計画）

第7条 本クラブは、クラブ規約第20条の規定による「活動計画表」に基づいて実施することとする。

（大会等参加時の名称）

第8条 大会参加等、対外的には「東石山中学校男子バスケットボール部」として活動することができ、用具やユニフォームについても部活動のものを使用できる。

（保護者責任）

第9条 活動場所の管理・施錠及び対外試合会場等までの送迎等は、保護者が責任を負う。

第6章 スポーツ傷害保険及び賠償責任保険の加入

（加入対象）

第10条 生徒及びクラブ指導者は、スポーツ傷害保険及び賠償責任保険に加入する。なお、保護者は任意とする。

第7章 活動実施時の保護者当番

（見守り人数）

第11条 クラブ活動を実施する場合、原則として保護者2名による見守りを行う。ただし、クラブ指導者（教員を含む）がいる場合は、保護者1名でも活動可とする。

（当番）

第12条 保護者の見守り当番については、見守り当番作成担当が作成する。割当て

となった保護者は、それに基づいて当番の活動を行う。

(見守りに関する委任)

第 13 条 見守り当番の具体的な内容は別に定める。

第 8 章 会 計

(会計年度)

第 14 条 本クラブの会計年度は、当年 7 月 1 日から翌年 6 月末までとする。

(支出)

第 15 条 本会計で支出する項目は、本クラブ及び部活動の運営にあたって活動に必要な用具や救急のための医薬品等の購入、対外試合参加経費、競技団体加入登録費、東石山中学校区地域クラブ会費、指導者謝金等及びその他必要経費とする。

(指導者謝金)

第 16 条 クラブ指導者への謝金は、クラブ保護者会の代表者会で協議して定めた金額を基本とする。ただし、指導の状況等を個別に勘案し、最終的にクラブ保護者会で決定する。

(収入)

第 17 条 第 15 条及び第 16 条に規定する経費等は、当該年度の経費等について当該年度の会費で賄うことを原則とし、寄付金、補助金がある場合は、それを費用として充てることができる。

2 会費の金額、納入方法等については、保護者会で決定する。但し、保護者会の開催が年度開始から相当遅れる場合は、前年度の会費額を暫定的に徴収することができる。

3 前項の会費納入の義務は、生徒の入会後に発生することとする。但し、入会日において、その月の暦の 3 分の 2 以上が過ぎていた場合、会費の納入を免除することができる。

4 学校が定める仮入部期間及び保護者が 10 日を限度として定める仮入会期間は、入会扱いとはしない。

(臨時徴収)

第 18 条 前条の会費とは別に、必要に応じて経費を臨時で徴収する場合がある。その際の金額及び納入方法は役員会の協議によって決定する。

(返金)

第 19 条 生徒が途中で退会した場合、退会の月より後の月のそれまでに納入した会費等は返金することができる。

(事務)

第 20 条 会費の徴収・執行にかかわる事務は、会計が担当することとする。

(会計報告)

第 21 条 会計報告は、会計監査を経た上で 6 月から 8 月の保護者会議で行うこととする。

第 9 章 指導者

(指導者選定報告)

第 22 条 本クラブ指導者を依頼する場合、第 5 条に規定する保護者会議にて指導者を選出し、校長に報告する

(指導者順守事項)

第 23 条 本クラブ指導者は、次のことを遵守しなければならない。

- (1) 本クラブ保護者会の運営方針及び生徒の活動目標を理解し、それを踏まえて指導すること。
- (2) 新潟市部活動ガイドラインを遵守すること。
- (3) 生徒の人権に配慮し、乱暴な言動は厳に慎むこと。

第 10 章 その他

(個人情報保護)

第 24 条 本クラブにおいて知り得た個人情報は、会の運営に必要な最小限の共有を認めるものとする。なお、それ以外の目的での使用を行わないとともに、本クラブに所属する生徒、保護者及び指導者は情報の流出に留意して管理する。

(クラブ規約の優先)

第 25 条 本内規が定める内容とクラブ規約の内容に矛盾が生じた場合は、クラブ規約が優先することとする。

(規約改正)

第 26 条 本内規の改正は、役員会（会計監査を除く）の協議において改正案を作成し、それを保護者会議で承認した場合に行われることとする。

2 前項の承認は、生徒家庭数の 3 分の 2 以上の賛成を要件とする。

(解散)

第 27 条 本クラブの解散は、役員会（会計監査を除く）において用具及び残余金等の財産処分案、解散に伴い必要となる対外的な手続き等の対応案、その他必要事項の対応案を作成し、それを保護者会議で承認した場合、解散することとする。

2 前項の案については、案作成前に東石山中学校区地域クラブに意見を照会することとする。また、東石山中学校区を活動拠点とするミニバスケットボールチームが存在する場合、翌年度以降に入会を希望している児童の有無の確認に努めるなど、東石山中学校区の生徒、児童のクラブ活動について、配慮することに努めることとする。

3 第 1 項の承認は、生徒家庭数の全会一致での賛成を要件とする。

(委任)

第 28 条 クラブ規約及び本内規に定めのない事項については、保護者会で協議することとする。但し、保護者会で協議する時間の無い場合及び緊急の場合は、代表に一任するものとし、代表は事後報告を保護者会に行うこととする。

(付則)

本内規は令和 6 年 7 月 30 日より施行する。